

新潟市音楽文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3月27日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第20号

新潟市音楽文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市音楽文化会館条例施行規則（平成10年新潟市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第15条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67条）第243条の2第1項」に改める。

第16条、第18条（見出しを含む。）、第19条及び第20条第1項第1号から第3号までの規定中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

別表第2の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

（単位 円）

区分	種類	単位	利用区分	使用料の額
舞台	所作台（化粧 ^{かまち} 框付き）	1台	1回	450
	平台小型（箱足・開き足付き）	1台	1回	260
	平台中型（箱足・開き足付き）	1台	1回	260
	平台大型（箱足・開き足付き）	1台	1回	450
	しほ 紗幕	1枚	1回	1,040
	松羽目	1式	1回	1,950

金びょうぶ	1 双	1 回	1, 0 4 0
銀びょうぶ	1 双	1 回	1, 0 4 0
鳥の子びょうぶ	1 双	1 回	1, 0 4 0
めくり台	1 台	1 回	2 6 0
緋毛氈 ^{ひげん}	1 枚	1 回	5 8 0
長座布団	1 枚	1 回	2 6 0
演台（花台付き）	1 式	1 回	1, 0 4 0
司会台	1 台	1 回	1, 0 4 0
移動用姿見	1 台	1 回	4 5 0
譜面台	1 台	1 回	2 6 0
花道用所作台（開丁場付き）	1 式	1 回	2, 9 9 0
鳥屋囲（揚幕付き）	1 式	1 回	1, 0 4 0
音響反射板	1 式	1 回	5, 9 8 0
指揮台	1 台	1 回	3 2 0
地がすり	1 枚	1 回	2, 8 6 0
ダンス用床シート	1 枚	1 回	4 5 0
能備品（練習室 1 1 用）	1 式	1 回	2, 8 6 0

楽器	第1フルコンサートグランドピアノ（調律料を除く。）	1台	1回	11,440
	第2フルコンサートグランドピアノ（調律料を除く。）	1台	1回	8,580
	セミコンサートグランドピアノ（調律料を除く。）	1台	1回	2,860
	グランドピアノ（練習室用）（調律料を除く。）	1台	1回	580
	アップライトピアノ（調律料を除く。）	1台	1回	580
	電子ピアノ	1台	1回	580
	チェンバロ（調律料を除く。）	1台	1回	10,010
	ハープ	1台	1回	2,990
	和太鼓	1式	1回	1,040
	楽器用アンプ	1台	1回	1,950
照明	楽器類	1台	1回	450
	第1ボーダーライト	1列	1回	1,040
	第2ボーダーライト	1列	1回	1,040
	第1サスペンションライト（カラーフ	1列	1回	1,950

フィルターを除く。)				
第2サスペンションライト（カラーフィルターを除く。）		1列	1回	1,950
第3サスペンションライト（カラーフィルターを除く。）		1列	1回	1,950
アッパーホリゾンライト		1列	1回	1,950
ローアホリゾンライト		1列	1回	1,950
シーリングライト（カラーフィルターを除く。）		1列	1回	1,560
フロントサイドライト（カラーフィルターを除く。）		1列	1回	1,560
ピンスポットライト（カラーフィルターを除く。）		1台	1回	2,470
スタンド		1台	1回	320
ベースプレート		1台	1回	190
ストリップライト（カラーフィルターを除く。）		1台	1回	450
スポットライト（ カラーフィルター	0.5kw相当	1台	1回	260
	0.75kw相当	1台	1回	390

	を除く。)	1 k w相当	1 台	1 回	5 2 0
	効果機器類		1 台	1 回	1, 4 3 0
	エフェクトスポット・付属品		1 台	1 回	4 5 0
音響	拡声装置		1 式	1 回	5, 9 8 0
	移動用拡声装置（練習室用）		1 式	1 回	2, 8 6 0
	ワイヤレスマイクロフォン		1 本	1 回	1, 9 5 0
	三点吊りマイク装置（マイクを除く。）		1 式	1 回	4 5 0
	録音再生機		1 台	1 回	1, 4 3 0
	マイクロフォン		1 本	1 回	1, 0 4 0
	マイクスタンド		1 台	1 回	4 5 0
	移動用調整卓		1 台	1 回	1, 9 5 0
	移動用スピーカー		1 組	1 回	2, 9 9 0
	効果機器類		1 台	1 回	1, 9 5 0
	C D ラジカセ		1 台	1 回	2 6 0
映写	モニターテレビ		1 台	1 回	1, 0 4 0
	ビデオプレイヤー		1 台	1 回	1, 3 0 0
	映写スクリーン（ホール用）		1 枚	1 回	1, 9 5 0

	可搬式映写スクリーン	1 台	1 回	4 5 0
電源	持ち込み機器用電源	1 k w	1 回	2 6 0
楽 屋 等	第 1 楽屋	1 室	1 回	1 , 9 5 0
	第 2 楽屋	1 室	1 回	1 , 9 5 0
	第 3 楽屋	1 室	1 回	1 , 9 5 0
	シャワー室	1 室	1 回	1 , 0 4 0

別記様式第 2 号中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

差	引	
---	---	--

附属設備の明細は別紙内訳書のと
おり。

」

「

差	引	
追	徴	

附属設備の明細は別紙内訳書のと
おり。

」

に改める。

別記様式第 4 号中

「

差	引	
---	---	--

を

附属設備の明細は別紙内訳書のとおり。

」

「

差	引	
追	徴	

に改める。

附属設備の明細は別紙内訳書のとおり。

」

別記様式第 9 号を次のように改める。

(注)太枠の中だけお書きください。

新潟市音楽文化会館使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住 所(団体にあつては所在地)

郵便番号

申請者 氏 名(団体にあつては名称及び代表者氏名)

電 話

年 月 日付けの申請(申請番号)に係る使用料の還付を申請します。

還付申請の理由

- ☐ 条例第9条第2項第1号該当
☐ 条例第9条第2項第2号該当 (利用取止め)
☐ 条例第9条第2項第3号該当

(注) 該当する理由の□にレ点を記入してください。

金 融 機 関	銀行 支店
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義 カタカナでご記入ください	

上記のとおり還付してよろしいでしょうか。

決 裁	課 長	課長補佐	係 長	担 当

処 理	起 案 : 年 月 日
	決 裁 : 年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表第2の改正規定 新潟市音楽文化会館条例の一部を改正する条例（令和7年新潟市条例第13号）の施行の日

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市音楽文化会館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく附属設備に係る使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の設備の利用につき当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。